

2008/03/31

## 仙台地裁第2民事部の本日付情報公開訴訟に対するコメント

仙台市民オンブズマン

平成11年度の報償費の支出のほとんどが架空であることを認定し、本県条例8条4号の非開示事由について裁量権の逸脱があることを理由に、一部を除きほぼ全面開示を命じた、全国で初めての歴史的・画期的な判決である。

本件判決は、全国で噴出した同種事件、原田氏証言、浅野知事の県警との開示をめぐる県警の態度、内部告発者と浅野知事との面談、情報公開審査会及び監査委員にも文書を見せないという県警の態度、情報公開審査会におけるインカメラ審査、予算執行状況の不自然性、それに対して県警側が積極的反証を放棄したこと、等の状況証拠を丹念に積み得上げて上記結論に至った。

別件の情報公開訴訟、住民訴訟及び各地の同種訴訟等に与える影響は極めて大きい。仙台市民オンブズマンとしても、裁判所に敬意を表するとともに、本件判決を踏まえて、情報公開第3次訴訟と住民訴訟に全力を注ぐ考えである。